

「げっけいのはなし いのちのはなし」絵本アンバサダー制度 規約

<目的>

この規約は、「げっけいのはなし いのちのはなし」絵本アンバサダーが、その活動を行っていたく上で、思わぬトラブルが生じたり、認識の差異による争いになることを防ぐため、また健全なアンバサダー活動を行っていただけることを目的としています。

※言葉の定義

- ・当制度を運営するNPO法人HIKIDASHIを以下「当団体」と言います。
- ・当団体が運営する絵本アンバサダー活動の場を以下「本活動」と言います。
- ・『げっけいのはなし いのちのはなし』絵本アンバサダーを以下「アンバサダー」と言います。

<規約の適用>

この規約は、本活動においてアンバサダーと当団体の間で適用します。

<アンバサダーの登録>

当団体が開催する「アンバサダー養成講座」を全て修了し、アンバサダー登録書を提出した時点でアンバサダーとして登録され、本活動へご参加いただけます。

<アンバサダー登録に際しての確認事項>

アンバサダー登録に当たっては、次のことをご了承の上、ご登録ください。

- ・アンバサダーは、当団体及び本活動の発展と改良に向けた当団体からの意見の求めにご協力いただきます。
- ・未成年者の方がご登録される場合は、必ず事前に親権者の同意をご取得ください。
- ・アンバサダーへのご登録および本活動にかかる通信料、およびデバイスは、アンバサダー自身の負担となります。
- ・本活動において当団体をご提供した資料の販売を禁じます。また、本活動以外での当団体が提供した資料の使用を禁じます。

<アンバサダー活動の目的>

- ・「げっけいのはなし いのちのはなし」という絵本(以下、「絵本」と言います)の良さを多くの人に知っていただくこと。
- ・絵本を通して、小さい頃からの性教育の必要性をより多くの人に知っていただくこと。
- ・絵本を通して、より多くの人が生き方の多様性に気づき、誰もが自分らしく生きられる社会の醸成に寄与すること。
- ・当団体の活動をより多くの人に知っていただき、団体の活動への支援者を増やすこと。
- ・アンバサダーからの感想および意見を参考に、本活動を改良すること。また、これによってアンバサダーと当団体が共に喜びを共有すること。

<アンバサダー活動の内容>

本活動は、以下の内容とします。

1. アンバサダー自身が、絵本を用いた座談会等を開催することができます。
2. 座談会等には、当団体が提供した資料を使用することができます。アンバサダーの連絡先などの個人情報を除き、スライドの内容を改変することはできませんが、スライドの一部を抜粋して使用することは可能です。また、参加者への配布は、当団体が作成した配布用資料を使用してください。また、当団体の活動以外での資料の使用を禁じます。
3. 座談会等の開催方法は、絵本を通した小さい頃からの性教育の大切さを十分に伝えられる形であれば、オンライン・オフラインを問いません。
4. 座談会への参加料はアンバサダーが自由に決めることができます。ただし、集めた参加料の10%を当団体へ納めることとします。なお、納める金額が1000円に満たない場合は、当団体への支払いは任意とします。ある程度まとまった段階で当団体へ寄付していただくと助かります。また、従来 of 活動とアンバサダー活動の棲み分けが難しい場合も、団体へ納める額は任意とします。
5. 座談会開催後、1週間以内に指定の様式に活動報告をし、参加料を徴収した場合は既定の料金を当団体へ納めていただきます。(振込手数料はアンバサダー負担)
6. 希望者は座談会開催時に絵本の販売を行うことができます。ただし、売り上げは全て当団体の収入となります。(振込手数料は団体負担)
7. 本活動に際しての質問や意見交換等は、随時Facebook上で行います。また、定期的にzoomでの交流会を開催し、絵本の著者である大石真那からのフォローを受けられるようにします。

<ご投稿いただいた記事の取り扱いについて>

当団体は、本活動においてアンバサダーが投稿したSNS記事の一部もしくはすべてを、当団体媒体にて、該当アンバサダーに対価をお支払いすることなく、掲載できるものとさせていただきます。

ただし、SNS記事に修正・改変を加えて掲載する場合、当団体は事前に該当アンバサダーの承諾を得るものとします。

SNS記事の著作権は、それを投稿したアンバサダーに帰属しますが、当団体媒体での掲載に対して、当該アンバサダーは、著作権および著作者人格権を行使しないものとします。

<秘密保持>

本活動によって当団体が秘密事項として指定した情報について、アンバサダーは、これを開示しないことを遵守ください。

<アンバサダー登録更新について>

- ・アンバサダー資格の有効期間は養成講座修了から1年間です。
- ・有効期間が明記された認定証を送付いたします。
- ・登録を更新する際は、更新料を5,000円いただきます。
- ・更新の1か月前に当団体事務局より案内を送付いたしますので、更新手続きを行ってください。

<退会について> ※アンバサダーが、本活動から退去し、アンバサダーとしての資格と登録が無効になることを、以下「退会」と言います。

以下のいずれかに該当する場合、当団体は、該当するアンバサダーを退会処分にさせていただくことがあります。該当するアンバサダーが本活動において登録したメールアドレスへ、当団体が退会の通知を送信した時点で当該アンバサダーは退会となります。

- アンバサダーの行為が、法令や公序良俗、本規約に違反する場合、またはそのおそれがあると当団体が判断した場合
- ご登録いただいた情報の全部または一部に虚偽または誤記があると当団体が判断した場合
- SNS記事に虚偽、中傷、誤記、または当団体を含む第三者に対して不利益な情報があると当団体が判断した場合
- 他のアンバサダー、第三者または当団体もしくは当団体の権利、財産、名誉、信用等を侵害する場合、またはそのおそれがあると当団体が判断した場合
- その他、当団体がアンバサダーとして不適切と判断した場合

上記によって、他のアンバサダー、第三者または当団体が被害を受けた場合、当該アンバサダーに損害賠償を請求できるものとします。

これは、退会後も同様とします。

本活動において以下に該当する場合も、当団体は、該当するアンバサダーを退会処分にさせていただくことがあります。

- 当団体からの連絡に対して1か月以上応答がない場合

アンバサダーは、本人の希望により退会を申し出ることができます。これを、当団体が承諾した時点で当該アンバサダーは退会となります。

ただし、すでにお支払い済みの講座受講料及び更新料の返金はありません。

<退会後の措置>

退会後においては、以下をご承諾いただきます。

- 退会以前に当団体媒体に掲載した記事は、原則として、そのまま掲載させていただきます。

ただし、当該アンバサダーから削除の申し出がある場合、当団体は可能であればそれに
応じるものとします。

- 退会後は、本活動に関連するSNS記事の投稿は行わないでください。
- 本活動において当団体をご提供した資料の使用を禁じます。
- 本活動によって当団体が秘密事項として指定した情報は、引き続き開示しないことを遵
守ください。

<免責事項>

本活動に関連して生じたトラブル、クレームまたは紛争について、「当団体媒体」以外につい
ては、アンバサダー自身の責任と費用で解決するものとし、当団体に明らかな過失がない
場合、当団体は一切の責任を負いません。
「当団体媒体」については、その元になるSNS記事に起因するものは、原則としては上記と
同じとしますが、当団体が援助できることは対応します。

<本活動および本規約の変更等>

- 本活動は、当団体都合で変更・中止・終了することがありますので、あらかじめご了承承
ください。
- これらの変更・中止・終了により損害が生じたとしても、当団体としては責任を負うこと
はできません。悪しからずご了承願います。
- 本規約は、当団体の判断により変更することがあります。
- 規約の変更を行った際には、アンバサダーへ通知いたします。アンバサダーは、本規約
の変更不同意な場合は、異議を申し出ることができます。本規約の変更の通知後
5日以内の意義の申し出がない場合は、変更後の規約に同意いただいたものといたしま
す。
- 異議の申し立てについて、協議の結果、お互いに合意できない場合、当団体は、該当す
るアンバサダーを退会処分にさせていただくことがあります。

<個人情報の取り扱いについて>

個人情報の保護に対する法令・規範を遵守し、個人情報の取得・利用・管理を適正に行いま
す。

アンバサダーの個人情報は、本活動の目的にのみ使用します。

個人情報の取り扱いについては、別紙「プライバシーポリシー」をご覧ください。

<協議>

本規約に定められていない事柄については、アンバサダーと当団体が誠意をもって協議を行
い、解決するものとします。